

## 第12回 東近江市市民協働推進委員会 要点まとめ

◆開催日時 平成25年8月27日(火) 19:30~21:30

◆開催場所 東近江市役所 東館

### ◆会議内容

条例の前文から第1章総則(目的、定義、まちづくりの基本理念、協働の原則、市民の権利と役割、市の役割と責務)について、3グループに分かれて意見を出し合った。各項目での修正点や協議点は以下のようにになっている。

### (1) 前文について

- 前文の文章をもっと簡素につくったほうがよい。
- ストーリー展開が必要。これまで過去にあったもの、それが今なくなってきた。これを次世代に引き継いでいくといった流れが必要。
- 惣村集落の自治精神や近江商人の「三方よし」の精神はコンテンツとして必要であり、生かしていく。
- 前文の1行目で「滋賀県のほぼ中央に位置し、」は、東近江という言葉からわかると思う。
- 「広大な市域」は「広大な地」にしてはどうか。
- 2行目の「多様な人々が活躍し個性的で多彩な地域文化」は同じことを言っているのだから、一つにまとめる。
- 2段落目、「中世の惣村集落の自治精神が根付いています」との表現は過去形にしたほうがよい。
- 東近江には万葉の歴史、文化というがあるので、「歴史・文化を大切に」という文章を盛り込めるとよい。
- 4行目「お互いに助け合いながら普請や農事を」について、農業をイメージするだけでなく、昔から暮らしの中に助け合いのイメージがあったと思うので、その表現を入れられないか。
- 東近江から滋賀、滋賀から日本、日本から世界にといったイメージを持って、そこに貢献できるまちづくりをイメージして、文章に広がりをもたせられるとよい。
- 8行目の公共精神は、「郷土愛」に変えられないか。
- 下から2行目は、「市民が暮らすことに誇りをもつ」との表現がわかりづらいので、「市民が東近江市で暮らすことに誇りをもつ」にしたほうがよい。
- 下から3行目、「市と協力」とあるが、必ずしも市との連携・協力だけではない。
- 下から2行目「大切になります」は、言い切りになっており、上から目線になっている。
- 5行目「自らの生活は自らで守る」は、積極性では弱いので「営む」「つくる」「築く」に変えたほうがよい。
- 前文等について、みなさんにもう一度、この文章は誰が誰に向けて書いているものか再確認。

## (2) 第1章 総則 目的

- 「市民参画と協働のまちづくり」を並列に並べた場合、後の章で「市民参画」「協働のまちづくり」「市民自治」とでてくるため、位置づけがおかしい。  
⇒協働のまちづくりの中に「参画」「協働」「自治」があるという考え方がよい。
- 条例の中で「地域自治」がでてくるので、地域自治、もしくは市民自治との文章をいれたほうがよい。
- 「地域社会の創造及び豊かな暮らし」とあるが、順番として、「豊かな暮らし」があり、「社会の創造」があとにあるのではないか。

## (3) 第1章 総則 定義

- 定義を整理しないと、全体の整合性につかない。もう一度討議したい。  
⇒市民、市民活動団体、事業者、市民参画、協働、まちづくりを定義しているのに対して、「市」が定義できていない。
- 市とは何か。他のまちでは、市議会も含まれるところもある。入れる、入れないも含めて議論をしたほうがよい。
- 定義の中かどこかにまちづくり協議会や自治会の定義を入れたほうがよい。

## (4) 第1章 総則 まちづくりの基本理念 協働の原則

- 基本理念(1)「自然・文化・歴史の魅力等」として、「地域に対する思いを持つとともに」という表現も違和感があるので、「愛着を持って」に変更。
- 基本理念(3)「持続発展可能な循環型のまちづくり」と「知恵を出し合い、助け合い、創造性あふれる地域を形成する」このどちらが目的でどちらが手段なのか分からない。  
⇒「各地域が有する様々な資源を有効に活用し、次世代に引き継いでいくことができるように、知恵を出し合い、助け合い、創造し、持続発展可能な循環型まちづくりを形成します。(進めます。)」に変更。
- 原則の1行目、「単独での解決できない地域課題」は狭すぎる。前文から考えると、より良いまちにするための取り組みも入ってくるため、「努めなければならない」との表現も変わる。
- 基本理念(1)「地域の個性」との表現について、総合計画の文章、計画で引用されているが、そちらでは合併直後にできているため、「一体的」との表現であり、矛盾がある。  
⇒総合計画は変わるものであるが、条例はそうそう変わるものではないので、総合計画を条例にあわせていくべき。
- 基本理念(3)「持続発展可能」との表現が一般的ではないのではない。
- 「地域」との表現があるが、どこを指すのか。あいまいである。
- 基本理念(1)に「改革」とあるが、これは何か。言葉も強い。
- 「まちづくりの基本理念」と「協働の原則」との書きぶりをあわせたほうがよい。

## (4) 第1章 総則 市民の権利と役割 市の役割と責務

- 市民の権利と役割で7の「市民」については、1～4と比べて市民の書きぶりが異なる。  
⇒「市民、市民活動団体、事業者」としたほうがよい。
- 他のまちでは、「強制ではない」との表現も使っており、できれば、前文、目的などに、「強制ではない」との一文があったほうがよい。
- 市民の権利と役割1「年齢、性別、国籍、障がい」との並びがあるが、人権のまちづくり条例を参考に順番を変えたほうがよい。  
⇒「性別、年齢、障がい、国籍」の順番。
- 市民の権利と役割1と7に「参加」「参画」「協働及び参画」とでてくるが、小さな順に並べる。  
⇒「参加」「参画」「協働」の並びにする。
- 市の役割と責務、5「総合的に取り組む課題として」はわかりづらいので削除。
- 市民の権利と役割と市の役割と責務を対比すると、表現の異なりがあり、市は責務を使わなければいけないのか、市民の権利と役割と責務と合わないのかなど、意見があった。
- 市の役割と責務6についても、責務については、「職務の責務」と考えていくしかない。
- この中で「市民には市政に対して」「市民は市政に関する」など、市民に相対して市政との言葉が使われている。  
⇒市なのか、行政なのか、ここでは市政との言葉を使っているなので、この点の整理が必要。
- 市民自治と住民自治はどう違うのか。
- 条例の中身を検討した後、再度前文に戻って話し合ったほうがよい。